

第20号議案

文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

教 育 推 進 部

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（令和五年十月文京区教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文 京 区 教 育 委 員 会

第一条中「文京区立幼稚園」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園」を加える。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（令和五年教育委員会訓令第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（設置） 第一条 文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する文京区立幼稚園及び文京区立幼稚園型認定こども園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「職員」という。）に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。 第二条～第八条（略） <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</u>	（設置） 第一条 文京区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する文京区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。）（以下「職員」という。）に対する分限及び懲戒に関する処分の実施について、その適正を期するため、文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。 第二条～第八条（略）